

宮崎市子ども・子育て会議について

1 宮崎市子ども・子育て会議とは？

- 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項に基づく合議制の機関
- 子どもの保護者や子育て支援事業の当事者、学識経験者などの外部委員で構成

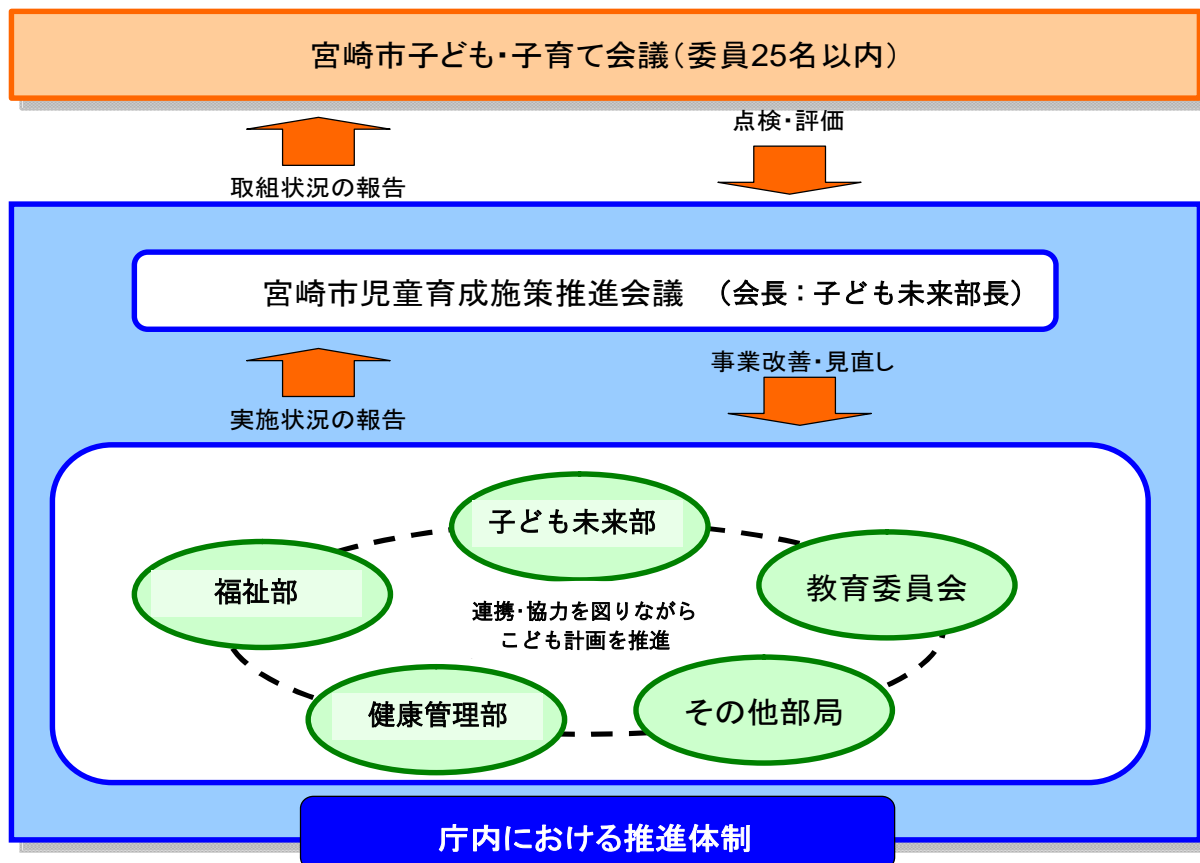
子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項（抜粋）

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとする[「次」略]。

2 宮崎市子ども・子育て会議の役割とは？

- 宮崎市こども計画（旧：宮崎市子ども・子育て支援プラン）の進捗状況について、点検・評価を行う。
- 市に対して子ども・子育て支援についての提言を行う。
- 必要に応じて、宮崎市こども計画の見直しについて検討を行う。

<参考：宮崎市こども計画の推進体制のイメージ>



宮崎市子ども・子育て会議 運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、宮崎市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第44号。）第8条の規定に基づき、宮崎市子ども・子育て会議（以下、「子ども・子育て会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（部会の設置）

第2条 子ども・子育て会議には次の部会を設置するものとする。

（1）乳幼児部会

（2）子ども・若者・子育て支援部会

2 各部会の委員は、子ども・子育て会議の委員をもって充てるものとし、部会の委員構成は、子ども・子育て会議において決定するものとする。

（部会の所掌事務）

第3条 前条第1項各号に掲げる部会の所掌事務は次のとおりとする。

（1）乳幼児部会

イ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条第2項において規定する特定教育・保育施設の利用定員に関する事

ロ 法第43条第2項において規定する特定地域型保育事業の利用定員に関する事

ハ 法第61条第7項において規定する地域子ども・子育て支援事業の主に乳幼児期に関する事

ニ 公立の教育・保育施設のあり方に関する事

ホ その他、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する事

（2）子ども・若者・子育て支援部会

イ 法第61条第7項において規定する地域子ども・子育て支援事業の主に乳幼児期以外に関する事

ロ その他、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する事

（運営）

第4条 各部会には部会長、副部会長を置く。

2 部会長は、委員の互選によって定め、副部会長は部会長が指名する。

3 部会長は、会務を総理し、副部会長は、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 部会は、部会長が招集し、議事を進める。

2 部会は、部会に属する委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって可し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（会議の特例）

第6条 部会長は、やむを得ない理由がある場合は、委員に書面を送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による書面による会議について準用する。この場合において、同条第2項中「の出席がなければ、開くことができない」とあるのは「から書面により回答がなければ、成立しない」と、同条第3項中「出席した委員」とあるのは「書面により回答のあった委員」と読み替えるものとする。

（子ども・子育て会議での承認）

第7条 各部会において審議した事項については、子ども・子育て会議において報告し、承認を得るものとする。

2 前項の規定に関わらず、軽微な事項のほか、本会議を開催することが困難な場合など特段の理由がある場合は、各部会の専決事項とすることができるものとする。ただし、法第72条第1項に規定する事項についてはこの限りでない。

（委任）

第8条 この要綱の定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年8月28日から施行する。